

# 福岡県立直方特別支援学校 教育相談等について（補足説明）

障がい種	相談種	対象児生	支援内容	実施条件	対応地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障がい</li> <li>発達障がい</li> <li>自閉症</li> <li>教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育</li> <li>早期</li> <li>相談</li> <li>教育</li> <li>相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達</li> <li>障がい</li> <li>自閉</li> <li>症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児生の様相観察</li> <li>対象児生との面談</li> <li>担任やコーディネーターへ指導に関する助言</li> <li>研修会での講話</li> <li>検査等の実施→知能検査等のみの依頼は、お引き受けできません（他のアセスメントを併用し、支援につなぐ場合に実施可能です・・・検査前に本人との面談や様相観察等を実施させていただきます）。なお、検査用紙はご準備願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本校来校による相談活動が原則です。</li> <li>但し、相談ニーズに応じて依頼校へ赴くこともできますが、出張旅費をいただくことになります。</li> <li>実施手続きは、①担当者との調整→②教育相談依頼書の郵送（本校教育相談依頼書の書式あり）となります。</li> <li>依頼校へ赴きます。</li> <li>実施は、巡回相談の手続きに則ってください。</li> <li>出張に関する旅費は、県等より支払われます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（知）北九州教育事務所管内</li> <li>（他地域であっても受け付ける場合があります→初回の相談内容や対象児生の状態に応じて、他地域の特別支援学校へつなぐことがあります）</li> <li>（肢）北九州教育事務所管内+筑豊教育事務所管内</li> </ul>
	巡回相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴</li> <li>覚</li> <li>障</li> <li>が</li> <li>い</li> <li>教</li> <li>育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴</li> <li>言</li> <li>覚</li> <li>語</li> <li>障</li> <li>が</li> <li>が</li> <li>い</li> <li>い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児生の様相観察</li> <li>対象児生との面談</li> <li>担任、コーディネーター、保護者へ指導に関する助言</li> <li>研修会での講話</li> <li>言語力に関する検査の実施→検査のみの依頼はお受けできません（他のアセスメントを併用し、支援につなぐ場合に実施可能です）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本校来校での相談活動が原則です。</li> <li>但し、相談ニーズに応じて依頼校へ赴くこともできますが、出張旅費をいただくことになります。</li> <li>対象となる幼児児童生徒には、直接的な発音指導を継続的に行います。</li> <li>（注1）知的障がいまたは発達障がいの幼児児童生徒に対しては、直接的な指導は行わず本校担当者によるアセスメント後、指導方法等を対象児生担当の先生へお伝えする間接的支援になります。支援回数は2回程度です。</li> <li>依頼校へ赴きます。</li> <li>実施は、巡回相談の手続きに則ってください。</li> <li>出張に関する旅費は、県より支払われます。</li> </ul>
	通級による指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴</li> <li>言</li> <li>覚</li> <li>語</li> <li>障</li> <li>が</li> <li>が</li> <li>い</li> <li>い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通級による指導」の内容に則ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡県立直方特別支援学校における通級による指導要綱に則ってください（本校ホームページ参照）。</li> <li>（注2）本校通級による指導の対象は難聴児生ですが、「言語障がい」においても対応は可能です。ただし、「言語障がい」と、恣意的に障がいを判断して申し込まれる場合があるため、所定の手続きの中で、以下の手続きをとらせてもらう場合があります。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電話連絡にて通級による指導の依頼を受けた時点で、対象児童生徒の状態の聞き取りを行い、後日当該児生の観察を実施して、通級による指導を受ける当該児生かどうか判断します。発達障がい等の傾向がある場合は、通級による指導対象外であることを明確にお伝えることもあります。その場合は、発達障がい教育担当者による巡回相談や教育相談をお勧めすることになります。なお、電話連絡等の所定の手続きが行われていない場合は、手続きが成立していないこととなりますので、ご注意ください。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北九州教育事務所管内+筑豊教育事務所管内</li> </ul>

